

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する 要請等について

今般、平成29・30年度における各職域別の部会委員会及び特別委員会の検討の結果として取りまとめられた報告書の内容を踏まえ、①10月25日付け公明党獣医師・動物看護師議員懇話会あて、10月31日付け自由民主党畜産振興議員連盟あて、12月付け自由民主党獣医師問題議員連盟会長、幹事長、事務局長あてに日本獣医師連盟と連名で「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」（別記1：自由民主党獣医師問題議員連盟役員あて）について、②10月29日付け文部科学省高等教育局長あて「獣医学教育の改善（整備・充実）」（別記2）について、③12月4日付け農林水産省消費・安全局長あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実」（別記3）について、④12月4日付け環境省自然環境局長あて「動物愛護・管理施策等の整備・充実」（別記4）について、⑤12月4日付け厚生労働省健康局長及び同省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官あて「人と動物の共通感染症対策の整備・充実」（別記5）について、それぞれ要請活動を実施したので、ここに報告する。

【別記1】

自由民主党獣医師問題議員連盟
会 長 麻 生 太 郎 様
幹 事 長 森 英 介 様
事務局長 北 村 誠 吾 様

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実に関する要請

令和元年12月
公益社団法人日本獣医師会
日 本 獣 医 師 連 盟

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につき、ご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、先の第198回通常国会におきましては、日本獣医師会及び日本獣医師連盟が関係団体とともに長年にわたって要請して参りました「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」及び「愛玩動物看護師法」を可決・成立していただき、犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師の国家資格化が実現しましたことに対し、衷心より感謝申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況に鑑みると、口蹄疫、ASF、高病原性鳥インフルエンザ等の重篤な家畜伝

染病及びエボラ出血熱、狂犬病等の人獣共通感染症への危機管理対応、また薬剤耐性（AMR）対策等が重要な課題となっています。特に、昨年岐阜県で発生し各地に広がりを見せているCSF防疫対策において、地域を限定してのワクチン接種が開始されましたが、ワクチン接種については単に感染拡大防止にとどまらず、ワクチン接種豚の生体・豚肉の流通問題、安全・安心な豚肉を求める消費者の理解、畜産物の輸出禁止による全国の畜産業への影響などを考慮する必要があります。本件に係る獣医師の活動は極めて広範かつ重要なものとなっています。

また、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法の促進及び学校教育分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような状況の中で、本会は人と動物の健康と環境の保全を一体として対応する“One Health”の概念に注目し、平成25年11月に日本医師会と学術協力協定を取り交わし、更に平成28年11月までに全国の地方獣医師会と医師会の間でも同様の協定が締結され、医師と獣医師の全国的なネットワークを構築しました。

このように、獣医師に対する社会的要請は高度で広範な分野に及んでいますが、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

1 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じること。

① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入れ体制の整備

② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図ること。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

(1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療提供体制の構築を支援すること。

(2) 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、拠点となる家畜診療所等の体制整備とともに、新規獣医師、農場管理獣医師等の育成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療の提供体制の強化を図ること。

(3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じること。

① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築

② 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用により、離島等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

(1) 地域を限定したワクチン接種によるCSF防疫対応において、早期収束のため次の施策を講じること。

① CSFウイルスが飼養豚のほか野生イノシシ等の生息環境にもまん延していることが懸念される中、野生イノシシとの接触防止、人や車輛等による人為的な感染防止等のため、全ての養豚農場における農場管理獣医師の配置を含む飼養衛生管理基準の遵守体制確立への支援

② 広範な地域の飼養豚及び野生イノシシに本病ウイルスが浸潤しているため、対象地域の養豚経営者全員の十分な理解の下でのワクチン接種の実施及び支援

(2) 口蹄疫、CSF、ASF等の特定家畜伝染病、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた検査体制を構築すること。

(3) 世界的に注目されている“One Health”の概念を踏まえ、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での“One Health”の実践施策、口蹄疫等の越境性感染症の我が国への侵入の未然防止のためのアジア諸国の獣医師に対する技術研修等に支援すること。

(4) 家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門の公的な位置づけを高め、獣医療危機管理体制を構築すること。

4 動物の愛護と管理に関する施策の整備

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップ（以下「MC」という。）の装着・登録業務については、個人情報保護管理体制の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うこと。

(2) MCを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、更にMCを予防注射票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図ること。

5 獣医学教育の整備・充実

獣医学教育における診療参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習を実効性あるものにするため、家畜診療所、家畜保健衛生所等の実習受入外部機関と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援すること。

【別記 2】

元日獣発第 196 号
令和元年 10 月 29 日

文部科学省高等教育局

局長 伯井美徳 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医学教育の改善(整備・充実)について(要請)

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、鳥インフルエンザ、豚コレラ等の家畜伝染病や狂犬病、SFTS などの人と動物の共通感染症の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に応えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において高い能力を持った新規獣医師を養成すること等により、質の高い獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、産業動物臨床、公務員等獣医師が不足している職域に新規参入を希望する若手獣医師を輩出していただく必要があります。

このような状況を踏まえ、本会は、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域別に部会を設けて検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。

平成 29・30 年度における職域別部会及び各特別委員会において、別冊(略)のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては当該報告書の内容をご参照の上、獣医学教育の整備・充実の推進につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきたくお願い申し上げます。

記

1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告の総合的なフォローアップ

我が国の獣医学教育は 6 年制への教育年限の延長

後 40 年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」(以下「協力者会議」という。)からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成 23 年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、一部の先進的な大学を除く多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

2 参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学では診療参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習が実施されているが、これらの実習を実効性あるものにするためには、農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健衛生所等の行政関係機関、民間の小動物診療施設等の協力が必要である。これらの外部実習受入機関と獣医学系大学との連携体制の構築を図るため、指導獣医師の地位の明確化、必要な人件費の補助等の支援を図られたい。

3 獣医師養成確保就学資金貸与事業(地域枠)と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保修学資金貸与事業(地域枠)を実施し、私立獣医学系 5 大学では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系 11 大学においても、当該事業の申込者を対象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

4 学校動物飼育の支援

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及

啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師が学校動物飼育に係ることができるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。

【別記3】

元日獣発第232号
令和元年12月4日

農林水産省消費・安全局

局長 新井ゆたか 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が発生し、また、最近では中国等で感染が拡大していたASFが隣国の韓国に侵入して我が国への侵入の危険性が非常に高まっています。

また、昨年岐阜県で発生し各地に広がりを見せているCSF防疫対策において、地域を限定してのワクチン接種が開始されましたが、ワクチン接種については単に感染拡大防止にとどまらず、ワクチン接種豚の生体・豚肉の流通問題、安全・安心な豚肉を求める消費者の理解、畜産物の輸出禁止による全国の畜産業への影響などを考慮する必要があり、本件に係る獣医師の活動は極めて広範かつ重要なものとなっています。

さらに、エボラ出血熱やSFTS、SARS等の人への感染が国民の関心を集める中、半世紀以上も清浄国であった台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生するなど、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）は我が国にとって大きな脅威となっています。

このような状況の中で、国民の食生活に直結した

安全な畜産物の安定供給への貢献が求められている産業動物診療分野、「家族の一員・生活の伴侶」として定着してきた犬や猫等に対する高度な獣医療の提供が求められている小動物診療分野、家畜伝染病・人獣共通感染症の防疫及び食品の安全性の確保等に従事する家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野のほか、動物愛護・福祉、野生動物対策等、獣医師は幅広い職域において国民生活を支えています。

本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められる中で、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域別に部会を設けて検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。

平成29・30年度における検討の結果、各職域別部会及び各特別委員会において、別添（略）のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、獣医師及び獣医療関連施策の推進につき、特に下記の記事にご配慮いただき、現在貴省が取り組んでおられる「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の改訂等の施策に反映されるようお願い申し上げます。

記

1 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生臨床実習の受入れを行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の受入れ体制の整備

② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

(2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図られたい。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

(1) 獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の要請に応

え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築を支援されたい。

- (2) 獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するため、拠点となる家畜診療所等の体制整備とともに、新規獣医師、農場管理獣医師等の育成と、「認定・専門獣医師制度」の構築を含む高度獣医療の提供体制の強化を図られたい。
- (3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じられたい。

- ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
- ② 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能 (AI) や情報通信技術 (ICT) 等の活用により、離島等の獣医療遠隔地を含む畜産経営や愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズへの対応方策の検討及び推進

3 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

- (1) 地域を限定したワクチン接種による CSF 防疫対応において、早期収束のため次の施策を講じられたい。
 - ① CSF ウイルスが飼養豚のほか野生イノシシ等の生息環境にもまん延していることが懸念される中、野生イノシシとの接触防止、人や車輛等による人為的な感染防止等のため、全ての養豚農場における農場管理獣医師の配置を含む飼養衛生管理基準の遵守体制確立への支援
 - ② 広範な地域の飼養豚及び野生イノシシに本病ウイルスが浸潤しているため、対象地域の養豚経営者全員の十分な理解の下でのワクチン接種の実施及び支援
- (2) 口蹄疫、CSF、ASF 等の特定家畜伝染病、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 等の人の感染症の 6 割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた検査体制を構築されたい。
- (3) 世界的に注目されている“One Health”の概念を踏まえ、有効な人獣共通感染症対策、薬剤耐性 (AMR) 対策等を推進するため、全国的に構築された医師と獣医師の連携体制の下での“One Health”の実践施策、口蹄疫等の越境性感染症の我が国への侵入の未然防止のためのアジア諸国の獣医師に対する技術研修等、国内外の獣医師団

体と医師団体、国際機関等との連携体制の構築に支援願いたい。

- (4) 薬剤耐性 (AMR) 対策において、小動物獣医療分野における獣医師による抗菌剤の慎重使用を推進するため、本会と動物用医薬品業界が連携・協力し、小動物用医薬品としての承認を得やすい仕組みや、小動物用医薬品の開発促進のための製薬企業のインセンティブを高める方策の検討を進めることから、これについて支援願いたい。
- (5) 家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、獣医療分野における国の防疫対応で重要な役割を果たす農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門の公的な位置づけを高め、獣医療危機管理体制を構築されたい。

【別記 4】

元日獣発第 233 号
令和元年 12 月 4 日

環境省自然環境局

局長 鳥居 敏 男 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏 内 勇 夫

動物愛護・管理施策等の整備・充実について (要 請)

日頃より、動物愛護・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

先の第 198 回通常国会においては、貴省の多大なるご支援・ご指導により、販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化を含む「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。

また同じく、愛玩動物看護師の国家資格化等のための「愛玩動物看護師法」も成立いたしました。愛玩動物看護師が国家資格化され、その役割等が明確になれば、獣医師と愛玩動物看護師の連携が一層円滑に、また強固になり、チーム獣医療提供体制の整備につながるものと期待しているところです。

本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められる中で、獣医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域別に部会を設けて検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。

平成 29・30 年度における検討の結果、各職域別部会及び各特別委員会において、別添 (略) のとお

り、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、動物愛護・管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

記

1 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携

今回の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「動物愛護法」という。）の改正においては、みだりに殺傷及び虐待された動物に関する獣医師の通報の義務化について明文化されたところである。法の目的の達成及びその円滑な施行を期するため、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が一層連携を強め、円滑かつ迅速な通報体制が構築されるよう特段の配慮をお願いしたい。

2 マイクロチップの普及推進

- (1) 動物愛護法の改正により義務化された販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録業務については、登録情報の管理・提供体制の一元化による国民の利便性の向上と、個人情報保護管理体制の構築とともに、既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮した制度運用を図られたい。
- (2) マイクロチップを鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに、更にマイクロチップを予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し、飼育者の一層の利便性の向上を図られたい。
- (3) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進のための遵守基準の設定に当たっては、動物業界の実態を考慮し、対応可能なものとなるよう配慮されたい。

3 愛玩動物看護師法の円滑な運用について

獣医療現場の実態を踏まえた愛玩動物看護師の確保、診療補助業務の範囲の適正な設定等愛玩動物看護師法の円滑な運用により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療提供体制の構築を支援されたい。

4 災害時の動物救護活動の推進について

大規模災害時において、被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が公益目的事業として円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム（VMAT）の活動を含む広域災害時動物救護

シェルターの運営等への支援を図られたい。

5 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要がある。学校動物飼育の適正化に向けて、学校保健安全法への学校獣医師の位置付けを含む学校獣医師制度等の構築が行われるよう支援を図られたい。

6 “One Health”の推進に係る関係者の連携体制の整備について

世界的に注目されている“One Health”の概念を踏まえ、獣医療、医療とともに環境保全も含めた総合的な“One Health”の実践施策の推進が求められていることから、医師会と獣医師会、環境関係団体間の効果的な連携を図るための体制整備について支援を図られたい。

7 動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充について

都道府県等が行う犬及び猫の引取り事業については、動物愛護法等の規定に基づき、国は、都道府県等に対し、収容施設等の設置に要する費用を補助することができることとされており、貴省においては、環境保全施設整備費補助金の中で動物収容・譲渡対策施設整備事業を措置し、補助金を確保しているところである。

一方、都道府県、指定都市及び中核市においては、法の規定に則り、動物愛護センター等の整備に努めているが、予算等の制約もあり未だ多数の都道府県等において当該施設が設置されていない状況となっている。また、近年動物愛護センター等を設置し、又は設置を計画している都道府県等では、当該設置費が多額なため標記の事業予算では到底費用を賄えず、事業を活用できないのが実態である。

このような都道府県等の実情等を勘案の上、法の趣旨に沿った犬等の引取り事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、当該事業予算の大幅な拡充及び事業運用の改善を図られたい。

【別記5】

元日獣発第234号
令和元年12月4日

厚生労働省健康局

局長 宮 寄 雅 則 様

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全審議官

浅 沼 一 成 様

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

**人と動物の共通感染症対策の整備・充実について
(要 請)**

日頃より、人と動物の共通感染症対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS等の人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等の社会的リスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

特に、台湾においては野生動物等に狂犬病が発生しており、台湾と同様に島国という地勢に恵まれ60年以上にわたる狂犬病清浄国であるわが国としても、一層の防疫体制の強化に努める必要があります。

先の第198回通常国会において、本会の長年の懸案事項でありました販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化を含む「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法において、マイクロチップは狂犬病予防法における犬鑑札とみなすこととされており、改正法が円滑に施行されることにより両法における登録制度が効率化され、飼い主の利便性の向上が図られることが期待されています。

このような状況の中で、本会は人と動物の健康と環境の保全を一体として対応する“One Health”の概念に注目し、平成25年11月に日本医師会と学術協力協定を取り交わし、更に平成28年11月までに全国の地方獣医師会と医師会の間でも同様の協定が締結されて以降、医師と獣医師の連携を深めています。

本会は、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められる中で、獣

医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、獣医師が携わる各職域別に部会を設けて検討を行うとともに、特に重要な課題については特別委員会を設置して検討を行ってまいりました。

平成29・30年度における検討の結果、各職域別部会及び各特別委員会において、別冊（略）のとおり、それぞれ現状と課題、対応の方向等について報告書として取りまとめたところです。

つきましては、当該報告書の内容をご参照の上、人獣共通感染症対策の整備・充実につき、下記の事項に特にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

記

1 人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

(1) SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、SARS等の人獣共通感染症に対する迅速・的確な防疫体制の構築について以下の点に留意して対応されたい。

① 家畜衛生行政及び公衆衛生行政と、地域の獣医師・獣医師会及び医師・医師会が連携した人獣共通感染症対策等“One Health”実践施策の効果的な推進のためのネットワークの構築

② 愛玩動物、家畜等の飼育動物及び野生動物における人獣共通感染症等に係る包括的なサーベイランス体制の整備

(2) 狂犬病については、万一我が国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、以下の点に留意して対応されたい。

① 検疫対象動物の密輸入等を防止するための国境検疫措置の強化

② 動物愛護管理法の改正を踏まえ、マイクロチップを鑑札の代替として活用する効率的な犬の登録制度の推進と国内の犬飼育頭数の把握及びマイクロチップを予防注射済票の代替とするワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一層の利便性の向上

③ 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保

④ 野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実

⑤ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備

⑥ 狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発

(3) “One Health”の考え方に基づいた人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等について、国内外の獣医師と医師の効果的な連携を図るため

の体制整備について一層の支援を図られたい。

2 人獣共通感染症の的確な防疫及び食品の安全性確保のための獣医師の確保と、家畜衛生・公衆衛生公務員獣医師の密接な連携

- (1) 国民の関心事である人獣共通感染症の的確な防疫及びフードチェーン全般を俯瞰した食品の安全性の確保のためには、家畜衛生分野と公衆衛生分野が連携した衛生管理体制の整備が必要であり、公衆衛生公務員獣医師を確保するための処遇改善、家畜衛生分野・公衆衛生分野間の情報共有の推進等を図られたい。

- (2) 獣医学教育における見学型／体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、実習を実効性あるものとし、獣医学生が公衆衛生公務員獣医師に対する理解を深める機会となるよう、食肉衛生検査所、動物愛護管理センター等の公衆衛生行政関係場所と獣医学系大学との協力体制の構築に対して支援を図られたい。

- (3) 女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて、女性獣医師の就業率の向上とキャリアアップを図る方策に支援することにより、公衆衛生公務員獣医師の確保に努められたい。